

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様！

# 給料は働いた分すぐ入金

～人材確保のための工夫～

求人募集をしてもなかなか応募につながらないなあ。求職者の目に留まる何か良い方法はないだろうか。

例えば、御社の賞金支払い方法はどのような形をとられているのですか？

いきなり賞金を引き上げるのは難しい

①

うちは正社員もパートもみんな毎月末締払で翌月15日支払いだよ。それがどうかしたの？

それでしたら、給料の前払制度<sup>◇</sup>を導入してみてもいかがでしょうか。

②

近年では、ひと世帯当たりの貯蓄額が減少傾向にありますので、給料日まで待てない方も多くなってきています。そのような方々に前払制度をアピールすることで、求人充足につながっていくのではないのでしょうか。銀行と連携したシステム会社もありますので、24時間いつでも引き落としをすることが可能になっているんですよ。

それは求職者へ良いアピールになりそう

③

早速、前払制度を導入し、求人広告に「給料前払制度有」とうたったところ、求職者からの申込みが制度導入前より、6～8倍に増えました。前払制度のおかげで、求人充足につながりそうです。

前払制度は魅力的で私も助かりました

前払制度導入により、求人確保、人材定着につながった

④

◇：給料前払とは、実際に働いた分の給料を通常の給料日より前に支払うことを言います。労働基準法においても出産、疾病等の非常時の前払が義務付けられていますが、その範囲を自主的に広げたものです。求職者が求人を検索するときに使っているキーワードの中に、「日払い・前払い」が入力されるなど、注目されています。

## 取組事例紹介

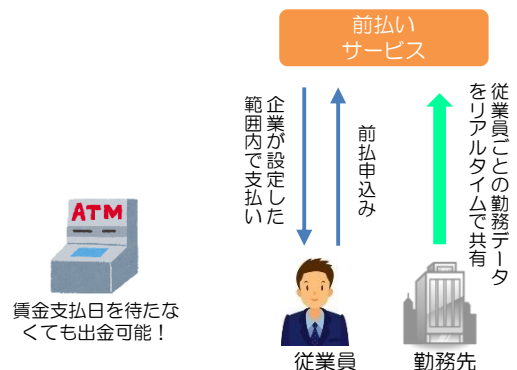
業種：小売り業 従業員数：45名

求職者へのアピールポイントとして、従業員の求めに応じた給料前払制度を導入し、求人確保につなげたい。

< 給料前払制度の導入（例） >

- 従業員の希望に応じて、既往労働分に対する給料を支払えるようにした。
- 従業員の使い過ぎ防止の観点から、働いた分の7割を上限に、1回当たり2万円を上限に設定した。

注：法定の除外事由なく、前払いをする際などの振込み手数料を給料から差し引くことは全額払いの原則により禁止されておりますので、ご注意ください。



- ・求人広告に「前払い可」と記載したことで求人への応募数が増加し、採用コストをかけずに、人材を確保することができた。
- ・前払制度の導入で従業員満足度が高まり、離職防止・人材定着にもつながった。

**御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！**

詳しくは当センター特設サイトへアクセス ▶

愛知働き方改革推進支援センター

検索



QRコードでもアクセス可能です！

愛知働き方改革推進支援センター（平成31年度実施機関：キムラユニティー株式会社）

相談窓口：名古屋市中種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階（タスクール内）

※受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

☎ 0120-552-754

✉ aichi@task-work.com